相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市花園七丁目七四番、最後の住所東京都台東区池之端二丁目一番二九―三〇二号　被相続人　乙　前田　久生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十九日

事務所熊本市大江四丁目一一番三号

相続財産管理人

田尻和子こと　鳥崎　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県鹿本郡植木町大字上古閑四二番地、最後の住所熊本県鹿本郡植木町大字鐙田一〇二五番地　被相続人　乙　佐野　明徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十九日

事務所熊本市京町一丁目一二番一一号

相続財産管理人　中竹　俊美

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社ひろなか友の会

二、代表者氏名　廣中　登

三、本店の所在地　福岡県直方市津田町三番二号

四、許可年月日　昭和五十三年三月三十一日

五、許可失効年月日　平成二十一年六月十五日

六、営業保証金等の金額

①営業保証金　金一〇〇、〇〇〇円

②前受業務保証金　金六九一、七八〇円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の三において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出して下さい。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十一年十月十九日

福岡県直方市津田町三番二号

有限会社ひろなか友の会

代表取締役　廣中　登

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　大阪府知事登録旅行業第二―一二八四号

㈢　商号　株式会社トラベルメディア

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社トラベルメディア　大阪市中央区北久宝寺町二丁目一番一〇号　代表取締役　水池覚

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市中央区北久宝寺町二丁目一番一〇号

㈥　旅行業の登録年月日　昭和六十一年三月九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十一年十月一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十一年十月十九日

東京都港区虎の門四丁目一番一〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成21年10月19日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番度号	商号又は名称	免許証番号	代表者(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平21不保895	株式会社アミィエステート	北海道知事石狩(1)7087	代表取締役　宍戸薫	北海道札幌市中央区大通西15―1―11	1000万円
平21不保896	有限会社柴田総業	北海道知事渡島(3)964	代表取締役　柴田洪吉	北海道函館市鍛冶１―51―９	〃
平21不保897	有限会社ドリームズ	宮城県知事(3)4426	取締役　菅原賢	宮城県仙台市泉区泉ヶ丘４―16―37	〃
平21不保898	有限会社トレイド・プラン	宮城県知事(2)4728	代表取締役　畑中修一	宮城県大崎市古川前田町10―26	〃
平21不保899	アスナロ不動産	山形県知事(3)1976	黒坂治	山形県西村山郡河北町谷地字月山堂593―1	〃
平21不保900	リーズンプラン有限会社	山形県知事(1)2268	取締役　伊豆田勉	山形県山形市小姓町８―23	〃
平21不保901	第一化学工業株式会社	福島県知事(2)2517	代表取締役　遠藤正男	福島県福島市豊田町２―28	〃
平21不保902	有限会社ジョイフルホーム	群馬県知事(5)5178	代表取締役　春日賢三	群馬県伊勢崎市下植町727	〃
平21不保903	株式会社花菱	群馬県知事(4)5682	代表取締役　田島光夫	群馬県太田市飯塚町801―９	〃
平21不保904	有限会社光栄	埼玉県知事(2)1807	代表取締役　田中秀彦	埼玉県草加市新善町309	〃
平21不保905	有限会社ジャストライフ	埼玉県知事(1)20890	代表取締役　白井徹人	埼玉県さいたま市西区指扇441―21	〃
平21不保906	西村土地建物	千葉県知事(1)15110	西村ナミ	千葉県市川市大洲１―14―５	〃
平21不保907	明生不動産株式会社	国土交通大臣(6)3945	代表取締役　藤崎勇	東京都世田谷区玉川３―６―１	1500万円
平21不保908	株式会社ＳＯＡ	国土交通大臣(1)6918	代表取締役　中嶋敏貴	東京都中央区日本橋堀留町１―５―７	〃
平21不保909	斉藤商事	東京都知事(1)20982	斉藤重男	東京都武蔵野市境２―13―６	1000万円
平21不保910	三晴産業株式会社	東京都知事(1)24354	代表取締役　吉原信近	東京都青梅市長渕７―104	〃
平21不保911	株式会社ダンデス	東京都知事(7)47888	代表取締役　吉田昭正	東京都中央区築地２―15―15	〃